

東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正

| 現行  | 改正  | 改正理由 |
|---|---|------|
| <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p> | <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p> |      |

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。